



倉吉市資源ごみ回収報奨金交付制度概要



倉吉市では、資源の再利用を推進し、ごみの減量化を図ることを目的として、資源ごみ回収に協力する団体に対して回収量に応じた報奨金を交付しています。

● 報奨金の交付対象団体は？

- ・自治公民館、子供会、PTA、女性団体、老人クラブ等の団体で、年2回以上の資源ごみ回収を行う営業を目的としない団体を対象としています。

● 報奨金の交付を受けるには？

- ・倉吉市への団体登録が必要となります。
→倉吉市企画産業部環境課に資源ごみ回収団体届出書を提出してください。

● 報奨金の支払を受けるには？

- ・資源ごみ回収報奨金支払請求書の提出が必要となります。

● 報奨金の受取方法は？

- ・団体が指定する口座への口座振込または、倉吉市役所会計課での窓口受取を選択することができます。

● 報奨金交付対象品目・報奨金単価は？

品 目	報奨金単価
古 紙 類 (新聞紙・雑誌・段ボールなど)	3 円/kg
金 属 類 (アルミニウムなど)	2 円/kg
ビ ン 類 (一升ビン・ビールビン等)	4 円/本
廃 食 用 油	4 円/kg

～裏面～

◆ 倉吉市資源ごみ回収報奨金交付の手続き方法

1. 届出 ……活動を行う団体の、登録手続きを行う。

- ・「資源ごみ回収団体届出書」に必要事項を記入し提出する。
 - ・「口座振替支払申請書」と振込口座の通帳の写しを添付する。(口座振込の場合)
- ※ 代表者、振込先等の変更があった場合は、変更届書等の提出が必要です。

2. 資源ごみ回収の実施

実施まで → ① 資源ごみ回収の実施までに、買上げ業者と打ち合わせを行い、回収品目を確認し、実施日程を決定する。

② 資源ごみ回収の日時等を事前に各家庭に知らせる等の広報を行う。

実施後 → 買上げ業者より「資源ごみ回収買い上げ明細書」、売上代金を受取る。
(用紙は、環境課にもあります。)

3. 報奨金の請求

① 環境課で手続きされる場合

→ 環境課で「資源ごみ回収報奨金支払請求書」を作成します。

- ・「資源ごみ回収買上明細書」、「代表者の印鑑」をお持ちください。

□ 郵送で手続きをされる場合

→ 団体で「資源ごみ回収報奨金支払請求書」を作成してください。

- ・買上げ業者から受け取った「資源ごみ回収買い上げ明細書」により、「資源ごみ回収報奨金支払請求書」に必要事項(回収量・請求金額・受取方法・振込先等)を記入し、代表者の印鑑を押印する。

「資源ごみ回収買上明細書」を添付し環境課へ郵送する。

(提出書類内容を確認後、不備があれば、後日環境課から連絡をする。)

※ 様式は、ホームページからダウンロードすることができます。

◆ 請求時の注意 ◆

- ① 年に2回以上行う団体を対象とするため、報奨金の請求は、資源ごみ回収を2回実施したのちに行ってください。(3回目以降は、随時受付を行います。)
- ② 年2回とは、4月から翌年3月までの期間です。3月に実施した場合は、速やかに交付請求の手続きを行ってください。報奨金の支払ができなくなることがあります。

4. 報奨金の支払・受取

請求より約2週間程度かかります。

① 団体の指定する口座への振り込みします。

② 窓口受取…受取の通知書、印鑑を会計課へ持参し報奨金を受け取る。

(問い合わせ先・書類の送り先)

〒682-8611 倉吉市葵町7-2-2

倉吉市役所 企画産業部 環境課 環境・循環推進係

TEL : (0858) 22-8168 FAX : (0858) 27-0518

